

2013年06月24日

「LT会」会報第13-09号(総128号)

上海LTコンサルティンググループ

### 江蘇省が7月1日から最低賃金基準を引上げ

江蘇省人力資源と社会保障庁6月21日付で、江蘇省の最低賃金調整に関する通知を発表した。2013年7月1日より、月の最低賃金基準は、一類地区(南京市市区、蘇州市、無錫市等)は、1,480元に、二類地区は1,280元、三類地区は1,100元まで引き上げられる(図表1、2を参照)。

なお、蘇州市は、前回改定時(2012年6月)に、省の基準値に50元を上乗せした1,370元に最低賃金基準と設定する旨、省の決定後に通知した。今回も前回と同様に各市の判断により、省の基準値に50元程度が独自に上乗せされる可能性がある。このため、最終的には各市の人力資源と社会保障局の通知を確認されることをお勧めしたい。

図表1：最低賃金基準の引き上げ状況

地区 分類	区分	旧基準 (2012年6月1日実施)		新基準 (2013年7月1日実施)		
					引上げ幅	引上げ率
一類 地区	正社員	月給	1,320元	月給	1,480元	160元 12.1%
	パート	時給	11.5元	時給	13.0元	1.5元 13%
二類 地区	正社員	月給	1,100元	月給	1,280元	180元 16.4%
	パート	時給	9.6元	時給	11.0元	1.4元 14.6%
三類 地区	正社員	月給	950元	月給	1,100元	150元 15.8%
	パート	時給	8.3元	時給	9.5元	1.2元 14.5%

(出所)江蘇省人力資源と社会保障庁ホームページ

[http://www.jsrssh.gov.cn/sy/zcfg/201306/t20130624\\_124095.html](http://www.jsrssh.gov.cn/sy/zcfg/201306/t20130624_124095.html)

上記最低賃金基準には、時間外手当、特殊勤務手当(三交代勤務の中勤手当、夜勤手当、高温手当、低温手当、坑道勤務手当、有毒有害手当)並びに法律、法規及び国家规定に定める労働者に対する福利待遇等は含まれない。ただし、いわゆる五險(医療保険、失業保険、生育保険、労災保険及び養老保険)の個人負担分は最低賃金に含まれるため、給与手取り額が最低賃金を下回ることはあり得る。

加えて、今回の通知では、「学生の実習生やアルバイトに対する報酬は、時間単位で計算され、パートタイマー(非全日性雇用者)に対する最低賃金(時給)を下回ってはならない。」と明記された。本件は、本年5月1日から施行された「江蘇省労働契約条例」第42条の「実習生の実習報酬は、現地の最低賃金基準を下回ってはならない。」という規定と併せて留意しておく必要がある。

なお、「最低賃金規定」第11条により、雇用者には地方政府が最低賃金基準を發布して10日以内に全従業員に告知することが義務付けられている点にも注意されたい。

図表 2：江蘇省最低賃金基準の地区分類表

地級市	市区、県級市及び県	分類
南京市	市区	一類
	溧水県、高淳県	二類
無錫市	市区、江陰市、宜興市	一類
徐州市	市区	二類
	新沂市、銅山県、豊県、沛県、邳州市、睢寧県	三類
常州市	市区	一類
	金壇市、溧陽市	二類
蘇州市	市区、吳江市、張家港市、常熟市、昆山市、太倉市	一類
南通市	市区、啓東市、通州市、海門市	一類
	海安県、如東県、如皋市	二類
連雲港市	市区	二類
	灌南県、灌雲県、東海県、贛榆県	三類
淮安市	市区(楚州区、淮陰区除く)	二類
	楚州区、淮陰区、涟水县、洪沢県、盱眙県、金湖県	三類
塩城市	市区、大豊市、東台市	二類
	建湖県、射陽県、阜寧県、滨海県、響水県	三類
揚州市	市区	二類
	江都市、儀征市、高郵市、宝応県	三類
鎮江市	市区	一類
	丹陽市、揚中市、句容市	二類
泰州市	市区(海陵区、高港区)	一類
	靖江市、姜堰市、興化市、泰興市	二類
宿遷市	市区、宿豫県、沭陽県、泗陽県、泗洪県	三類

以上